

第48回豊島廃棄物処理協議会

日時：令和4年3月27日（日）13：00～14：20

場所：高松センタービル 601会議室

I 出席協議会員（16名）

①学識経験者（ウェブ会議システムにより参加）

（会長）高月紘、（会長代理）河原能久

②申請人らの代表者

大川真郎、石田正也、中地重晴、木村益雄、濱中幸三、○安岐正三、石井亨

③香川県の担当職員等

○田代健、木村士郎、小瀧賢士、小蓑雅也、植松和弘、小塚武司、富田康志

※○印は議事録署名人

II 傍聴者

①豊島3自治会関係者 2名

②公害等調整委員会審査官 櫻井進（ウェブ会議システムにより傍聴）

③報道関係 6社（毎日新聞、読売新聞、四国新聞、NHK、朝日新聞、産経新聞）

III 議事

司会から、次の報告があった。

- ・公害等調整委員会櫻井審査官のウェブ会議システムによる傍聴

○高月会長挨拶（要旨）

- ・本会議は感染予防の観点から、私と河原会長代理、公害等調整委員会の櫻井審査官はウェブで参加することにさせていただく。
- ・現在、国の財政支援が受けられる来年度末までに、豊島の処分地の関連施設の撤去及び整地が完了するよう、全力で取り組んでいると聞いている。県においては、引き続き、安全と環境保全を第一に緊張感を持って事業を進めていただきたい。
- ・本日は、地下水の浄化の進捗状況や、関連施設の撤去及び遮水機能の解除、香川県並びに豊島住民会議に対する要請について議題が挙がっている。
- ・率直かつ活発に意見交換を行い、双方の信頼関係を一層深められ、豊島事業が円滑に進むことを期待している。

議事

(1) 協議会の運営

- ・議事録の署名人に、安岐協議会員、田代協議会員を指名し、了承を得た。
- ・本日の議題に非公開とすべき内容はないため公開とした。

(2) 地下水浄化の進捗状況について

○県側

- ・それでは、地下水浄化の進捗状況について、右肩に資料1と記載されている資料に基づき、ご説明をさせていただきたいと思う。
- ・昨年7月に地下水の排水基準の達成が確認されたことから、令和3年8月19日に開催された第12回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会において審議・了承された「処分地全域での地下水における環境基準の到達及び達成の確認マニュアル」に基づき、図1、黄色と白の区画を示しているところであるが、さらに4つの赤丸で示した区画、こちらが環境基準の到達及び達成の計測点となっているので、この赤丸で記載している地下水計測点①⑩⑪D測線西側の1の水質調査を毎月実施しているので、ご報告を申し上げます。
- ・令和3年10月から令和4年3月までの地下水計測点における調査結果については、2ページの表1から4ページの表6まで毎月のデータを示している。また、6ページの図2については、これまでの推移をグラフで示したのもお付けしている。
- ・調査では、それぞれの地下水計測点でベンゼン、1,4-ジオキサン、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物について計測を行っている。なお、D測線西側の計測については、例えば表2とか、表3のところに欠測と記している。これは、集水井の撤去工事に伴い水位が低下しており、マニュアルに定める採水深度はTP-3.5mだが、水位がそれ未満であったことから、採水ができなかった。参考値として計測したものを欄外の注3に記載しているが、一応、参考値扱いとして欠測という形で処理をしている。
- ・5ページに、A3の資料を付けており、表7と記載させていただいている。これは、排水基準の超過したところをオレンジ色の網掛け、排水基準に適合しており環境基準を超過しているところを黄色の網掛けで示したものである。排水基準の達成以降、各地下水計測点において排水基準を再超過する、いわゆるリバウンドというものは発生していないことをご報告させていただく。
- ・一方、環境基準に対しては、黄色の網掛けのところが増えているということになる。こういうこともあり、HS-⑩、HS-⑪、HS-D西という、いわゆるホットスポット（以下、「HS」という）のところについては、地下水検討会の指

導・助言も受けながら、追加的浄化対策を実施し、汚染物質濃度の低下を図っているところである。

- ・今後ともマニュアルに基づく調査を継続し、地下水の状況を把握するとともに、環境基準の到達・達成の申請が可能な状況となった際には、地下水検討会の審査を受けることにしたいと考えている。

○議長

- ・ただいまの説明について、何かご質問、ご意見、あるか。

○住民側

- ・今のご説明で2つあって、1つは5ページの横長の表7、地下水計測点の水質の調査結果と書いてあるのだが、一番下のD西-1の右から2番目の令和4年2月17日の水位が0.00と書いてある。それと4ページの表5の水位が違うので、どちらが正しいのかというお話。というのが1つ。
- ・2番目が、6ページの図2を見てもらったらいと思うのだが、観測井戸の⑪、⑳、㉑、D西-1の4つの井戸で環境基準をずっと上回った状態、逆に2月3月のほうがリバウンドというか、環境基準を上回り続けてきて、なおかつ濃度が高くなっているの、このへんの追加的な対策をどの程度やられているのかということについて、地下水の検討会はしばらく開かれていないので、ご説明いただきたい。

○議長

- ・県側で、それに対して何かあるか。

○県側

- ・まず1点目のD測線西側の2月17日の水位だが、この0.00というのは誤りであり、4ページの表5の上側の欠測と書いてあるところの上に、-4.07と記載しているが、こちらが正しい数字であるので、資料を訂正させていただきたいと思う。
- ・それから、2点目の各HSでの浄化対策の内容と現状について、若干ご説明させていただきたいと思う。
- ・まず、観測井の⑪付近には、HS-⑯がある。こちらについては、ベンゼンの汚染が確認されているから、令和3年10月から、区画⑪と⑯にある揚水井から揚水をし、区画⑪、それから⑯の南側に設置した浸透池から浸透させる揚水浄化を実施している。これは前回2月に開催した23回の地下水検討会でも、浸透池を活用した揚水浄化を実施することというふうにされている。
- ・それから、次に区画⑳付近、こちらはHS-㉑になるが、こちらは1,4-ジオキサンの汚染が確認されていることから、令和3年10月から、区画⑨にある浸透池に貯留した雨水を利用し、区画㉑内にある揚水井、それから、井戸側や釜場からの注水浄化を実施しているところである。こちらは前回の地下水検討会で注水浄化を実施しながら、周辺の水質を確認して、必要に応じて揚水浄化や土壌掘削によ

る釜場の拡張検討をして実施することというふうにされているところである。

- ・それから、最後にD測線西側である。こちらはHS-D西の区画であるが、こちらはトリクロロエチレン等の汚染が確認されているところであり、令和3年6月から過硫酸ナトリウム溶液を注入井戸や注入トレンチから注入する化学処理を実施しているところである。また、小区画のB+40, 3というところがあるが、その付近に排水基準を超えるトリクロロエチレンが残存していたこともあり、令和3年11月に注入トレンチを北東側の小区画まで拡張し、令和4年2月に、つい最近であるが、同トレンチ内に過硫酸ナトリウム溶液を注入する化学処理を実施しており、現在、その推移を見ているということである。こちらは地下水検討会でも継続して化学処理を実施するという見解が示されているところである。

○議長

- ・住民会議側、よろしいか。中地委員も含めて。

○住民側

- ・対策の進捗状況は分かったが、問題は、環境基準以下になるには、このグラフを見る限りはずっと並行状態のような気がするので、もう一步、何か追加のことを考えるとかいうこともしなければいけないのではないかというふうには思っているので、引き続き、地下水・雨水の検討会の先生方には、今日も河原先生がご参加されているが、よろしくお願ひしたいと思う。

○議長

- ・ほか、何か。

○住民側

- ・まず、1枚目のこの表の見方を教えてほしいのだが、黄色が地下水汚染地点で、白いところは環境基準以下になっているということでもいいのか。この表の見方としては。

○県側

- ・この表の白抜きのところについては、そもそも地下水汚染地点という整理をしていない。この表にある黄色のところは地下水汚染地点というふうに認定しているところである。

○住民側

- ・地下水汚染地点でないというのは、どういう意味か。

○県側

- ・そもそもどこの区画に地下水汚染があつて、その区画に対して地下水浄化を行うということを地下水検討会、それからフォローアップ委員会で議論したのだが、そもそもこの白抜きのところについては、一番最初に地下水汚染地点という判定をしていないところであり、ここは地下水浄化対策をする地点ではないので、そういう意味である。

○住民側

- ・環境基準を確認しているだけだと思う。

○県側

- ・調査でそれは確認している。

○住民側

- ・環境基準に達成しているか、あるいは岩盤まで掘ってしまってもう土がないということだと思う。

○住民側

- ・そういう理解でいいか。

○県側

- ・そうである。

○住民側

- ・これは、いつの時点でこの表になるのか。例えば、白いところは環境基準を達成していると思うのだが、この表は、いつの時点の表だと理解すればいいか。

○住民側

- ・廃棄物の撤去が完了した時点で。そのあたりから、こういうふうな形になってきた。

○住民側

- ・将来的な見方として、例えば、この4つの点で測っているのは分かっているので、ここで黄色いのは分かるのだが、ほかのところは測っていないので、全部白にするか何かしてもらったほうが。例えば、㊸がよくなったら、その横の㊹か㊺、㊻も全部よくなったというふうに見ると思うのだが。

○住民側

- ・この90m四方で、その代表点でというような形で決めている。

○住民側

- ・そういう話だろう。

○県側

- ・そうである。環境基準の到達及び達成を判断するポイントが、この赤丸のところなのだが、そもそもこれが、この90m四方のエリアを代表する地点。

○住民側

- ・という理解。できたら、そのあたりの注釈を入れたほうが分かりやすいかなと思って、少し聞いた。
- ・つまり、うちのほうは、全部測れという話を前にしていたが、今はそこまで言っていないが。ただ、どういう意味でこの表をつくって、この4点を測れば全部いいのかというところの注釈を入れておいてもらったほうが、分かりやすいのかなと。

○県側

- ・この表が少し、初見では分かりにくいような表になっていた。

○議長

- ・よろしいか。そのあたりの注釈を入れていただいて、この表の見方を提示していただいたらありがたいと思うが。

○県側

- ・承知した。

○議長

- ・ほかに何かご発言はあるか。今の段階ではなさそうなので、次に行かせていただきたいと思う。
- ・次は、関連施設の撤去並びに遮水機能の解除について、これも県側からまずご説明いただきたいと思う。

(3) 関連施設の撤去及び遮水機能の解除について

○県側

- ・それでは、関連施設の撤去及び遮水機能の解除について、ご説明をさせていただく。右肩に資料2と記載している資料をお開きいただきたいと思う。
- ・これまでに撤去検討会において実施計画を審議した工事は、4月から作業を開始する豊島専用栈橋の撤去工事を除くと、表1に記載している7件の工事がある。これらの工事の施工状況については、2ページの3以降に示してあるとおりである。
- ・まず、2ページの下半分にある、(1) 処分地進入路の排水路、承水路、承水路下トレンチドレーン、沈砂池1・2の撤去工事である。こちらについては、写真に記しているところであるが、令和4年3月18日に撤去工事を完了したところである。
- ・それから、次に3ページ、(2) 上流側の排水路の撤去工事、これは山側に這わしていた排水路の撤去工事であるが、こちら先月、令和4年2月28日をもって撤去工事を完了したところである。
- ・その下の(3) 集水井の撤去工事については、現在、行っているところだが、当初の予定では今月末に工事を完了する予定であったが、一部、工事が年度内に完了しない可能性があり、今のところ、工期を年度をまたいで延長することが少し濃厚かなと思っているところである。
- ・延長した場合については、ライナープレートといい、この写真の右側にある茶色い壁のようになっているところであるが、これの金属類の搬出がトラックとフェリーを用いた陸上輸送にて行う可能性があるということをお伝えしておきたいと思う。
- ・それから、次のページ、4ページの上側である。こちらは(4) 高度排水処理施設と関連施設並びに簡易地下水処理施設の撤去工事である。写真の左側を見ていた

だくと分かると思うが、躯体上部の解体が終わり、躯体下部の解体を進めているところであるが、こちらも年度内に完了しない可能性があり、その場合は、年度をまたいだ工期の延長を行う可能性がある。

- ・ただし、工期が延長になった場合でも、発生する廃棄物については、3月中に栈橋から撤去できる見込みである。今のところ29日と31日にすべて搬出できるような計画にしているところである。
- ・それから、下側の(5)西井戸並びに高度排水処理施設周辺の処分地内道路の撤去工事である。こちらは、先ほどの(4)の高度排水処理施設の撤去工事と工程調整を行っており、現在は躯体等が解体された後に、コンクリート擁壁の取り壊しに着手しているような状況である。こちらも年度内に完了しない可能性があり、その場合は、工期の延長を行う可能性がある。延長した場合は、コンクリート塊等の搬出については、先ほどと同じく、トラックとフェリーを活用した陸上輸送にて行うということである。
- ・次に、5ページ、(6)遮水機能の解除関連工事並びに遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設の撤去工事である。
- ・まず、遮水壁の引抜き工事は、3月1日に、既設鋼矢板861枚、新設鋼矢板226枚の引抜き作業を完了したところである。
- ・遮水壁の引抜き跡を活用した土堰堤の地質調査については、引抜き直後に引抜き跡を確認したが、引抜き時の振動等により引抜き跡が閉塞していたため、ワーキンググループの松島座長の立ち会いのもとに、地表面からピンポールという鉄製の棒があるのだが、それを差し込んで、地盤の締め固まり状況を確認していただいた。その結果、地表面から70cmより下は土圧により締め固まっていた。また、その後の地質調査においても同様の状態であったことから、引抜き跡については、作業ヤードの整地、整形等の際に地表面の転圧を行っている。
- ・なお、こちらの引抜き工事については完了しているが、片付工が若干残る予定になっており、工期の延長を行う可能性があることを申し上げておく。
- ・それから、引抜いた後の鋼矢板は、既に専用栈橋を用いて島内から搬出が完了していると聞いているところである。
- ・次のページ、6ページの(7)ベルトコンベアの撤去工事である。写真にある栈橋のところに黄色の点線で示したところにベルトコンベアがかつて存在していたが、こちらは2月14日から着手し、先日3月14日に撤去工事を完了している。
- ・今後着手する工事も含め、撤去検討会で審議いただいた実施計画書に基づき、安全と環境保全に留意しながら、その他の撤去工事についても順次実施していきたいと考えている。

○議長

- ・以上、状況を説明いただいた。若干、工事のずれ込みがあるやというようなことを

ご報告いただいた。これに関し、何かご発言、ご意見あるか。

○住民側

- ・2点あり、1つは、今日は3月27日なので、3月もあと4日しかないから、ずれ込むとかいうのは、普通は1週間ぐらい工事計画をつくるはずなので、もう4月にずれ込むとはっきり言ってもらったほうがいいと私は思うというのが、少し意見として出させていたきたいのと。
- ・あと、2点目として、説明の中で、搬出については陸上輸送をするというお話の部分がいくつか、集水井やコンクリート擁壁等については陸上輸送をするということだったのだが、撤去等の検討会で一応陸上輸送の計画について審議もされているし、そもそもこの処理協議会の住民会議に対して工事の概要を説明するので、過去の話だけではなくて、これから来年度行われるようなことで、特に住民にとっては陸上輸送というのは非常に大きな影響を受ける、交通事故の可能性などもあるわけだから、きちんと説明があってしかるべきだと思うのだが、いかがか。

○議長

- ・この延長された工事の関係で、陸上輸送になる場合の留意点等、何か県のほうで、これは必ずやるとかといったご発言はあるか。

○県側

- ・まず2点ご質問があったうちの1点目。工期の延長の可能性が高いと申し上げた点については、工期を延長するということにさせていただく。
- ・あと、陸上輸送については、撤去検討会でもどれぐらいの量がいつごろに出るといふ表を示していたので、本日、お示しするべきだったのではないかと反省をしている。それについては、また今後事務連絡会等の機会で、計画については住民会議のほうにもしっかりと示させていただきたいと思う。

○議長

- ・これは少し座長からの要望だが、これはもちろん住民会議のほうの連絡はもとより、県民というか、そこを利用されているような一般の方々への周知徹底もぜひよろしくお願いしたいと思う。

○県側

- ・承知した。

○議長

- ・今、中地協議会員のほうからのご発言があった。ほか、何かあるか。

○住民側

- ・少し教えていたきたいのだが、矢板を抜く場合、あらかじめチャック部のせん断破壊を起こすとかいうことがあり、また、引抜き力に対してどのぐらいの荷重に対してどのぐらいの抵抗があって引抜けたかということを少しお聞きしたいと思う。

○議長

- ・このへん、県のほうの関係された方で分かる方はおられるか。

○県側

- ・回答させていただく。
- ・心配していたチャック部だが、現場で施工業者と十分に打ち合わせをしながら、そういう破壊が起きないように形で調整しながら行ったので、実際としてはそういったことはなかったということをご報告させていただく。

○議長

- ・その度合いというのは、どれぐらいだったかというのは分かるか。

○県側

- ・耐力をまず最初に検討していたのだが、それよりかは、そういった力がかからないぐらいに落とされた状態で引き上げるというところで、現場を進めていった。
- ・あともう1つ、実際の引抜き力は、現場で測りながら進めてきたわけだが、想定に対して、計算値とほぼほぼ変わらないような数値だったと考えている。それは、松島先生のほうにも見ていただいて確認したところだが、詳細については、次回の撤去検討会で全体をまとめてご説明させていただこうと思うので、よろしく願いする。

○議長

- ・分かった。

○住民側

- ・あと1点、いいか。実際のところ抜くときに、液状化をさせて抜いたということがあり、液状化させるということは、粒子の配列が変化するということで、やはりそれによって水が上に浮き出てくるような感じになっている。その場合に、地盤としての今後の評価は変わらないのか、それともまたそのような地震が来たときに、液状化を起こすことがあるかどうかということについて、お聞きしたいと思う。

○議長

- ・これは少し即答しにくい感じがするが、何かご発言はあるか。

○県側

- ・地震時の振動とバイブロハンマの振動というのは、少し振動の掛け方が違うので、結果としては、地震時にどうだというのは、少しお答えが難しいところではある。バイブロハンマで振動している間は液状化するのだが、振動を止めれば、もちろん液状化は落ち着くということになるので、現場でも、土壌の固さはピンポールを入れて、どのぐらい締まっているのかという確認をしたが、液状化が終わった後は、しっかりと締め固まっているということで、問題ないというふうには考えている。

○議長

- ・木村協議会員、よろしいか。

○住民側

- ・はい。抜くときに現場に立ち会ったら、かなりの地響きというか、かなりの振動があり、影響しないのかなという心配があったものだから。

○議長

- ・また、松島委員等にそのあたりのこともフィードバックしていただければと思う。よろしく願います。

○県側

- ・分かった。

○議長

- ・今のバイブロハンマ以外の方法でも、何か引き抜いたケースがあったのではなかったか。

○県側

- ・試験的にサイレントパイラーで。以前、住民会議のほうから提案があり、試験的に一部導入して抜いたということもある。

○議長

- ・それも問題なく。

○県側

- ・それも次回の撤去検討会で詳細を報告させていただきたいと考えている。

○議長

- ・では、まとめて分かりやすい説明をお願いしたいと思う。

○住民側

- ・感想でいいのだが、なかなか引抜くのは難しいという話もあったのだが、今回やってみて、結構簡単に抜けたなという感想。だいたいそんなものか。

○県側

- ・実際のところ、3月いっぱいにかかるかなというようなことも想定していたが、それが1カ月ぐらいで抜けたということは事実としてあった。

○住民側

- ・よかったとは思っているのか。

○県側

- ・それはもう、引抜くべく努力して、そのとおり引抜けたということであった。

○議長

- ・ほか、この件について、何かご発言はあるか。よろしいか。それでは、工事のほうは若干工期がずれるものもあるが、一応順調に進んでいるということで、ご了解いただいたかと思う。

(4)「香川県並びに豊島住民会議に対する要請」について

○議長

- ・それでは、今日のメインになると思うが、4番目の議題として、「香川県並びに豊島住民会議に対する要請」に対しての、それぞれのご意見を賜りたいと思う。
- ・これについて、若干、私のほうから説明させていただく。
- ・昨年10月に開催された第47回処理協議会において、県側と住民会議側は、その処分地の整地案について、並びにその土堰堤の形状に関し、いろいろな意見があった。その両者間で事務連絡会、さらには拡大事務連絡会も何度か開いていただいたが、なかなか両者の合意ができないでいた。
- ・この処分地の整地については、この特措法の延長期間である来年度の後半には工事を実施しなければならないというタイムリミットがあり、来年度の前半にはこの方針を決めないといけないということで、フォローアップ委員会の検討を経て、その結果が検討されなければならないスケジュールになっている。
- ・このような状況から、フォローアップ委員会の永田委員長のご提案により、最終的な豊島問題の解決の道筋として、私と永田委員長との連名によって、この「香川県並びに豊島住民会議に対する要請」という要請文をつくらせていただいて、3月11日に発出させていただいた。これに関しては、今日の資料の3-1の5ページをご覧くださいと思う。逐一は説明しないが、皆さんもすでにこの要請文については見ていただいていると思う。
- ・まず、この要請の内容については、1番については、豊島処分地の住民会議への引渡しと、その後の自然海岸化を含む豊島処分地の環境整備というものを2段階で行うことが1つのメインになっている。2番目に、引渡し後の処分地の環境整備については、住民会議は関係者の支援と協力を得て、適切な時期にNPO法人を組織して、このNPO法人によって引渡し後の豊島処分地の自然海岸化を目指すということで、2段階でやったらどうかという案になっている。
- ・次に、この要請文の中の3番目については、県並びに住民会議が(1)から(6)の内容に盛り込んだ処分地の引渡しに関する事項に合意することを、ぜひお願いしたいという要請文になっている。
- ・この内容については記載のとおりだが、この要請文について、住民会議側と県側でおのおの協議がなされたと聞いている。これについて、まず、住民会議のほうから、この要請文に対してのご発言をお願いしたいと思う。

○住民側

- ・3月11日に正式な形でこの要請書をいただいた。事前に永田先生のほうから打診があって、基本的には、豊島住民としては2段階ではなくて1段階でお願いしたいとずっと言ってきたのだが、ただ、いろいろな状況の中で少し難しい中で、今回、こういう形で先生方から提案されたことを非常に重く受け止め、豊島内で全体役

員会を開き、基本的にこの先生方の提案に沿ってやっという形で島の中で決議をした。

- だから、基本的にはこの内容で、我々も今後、最終的な自然海岸化を目指して頑張っていきたいというふうには思っている。
- ただ、3番の具体的な、こういう形で合意するということがあるのだが、その中で具体的にどういう、土堰堤は残すにしても、ほかの場所の形状をどうするかというところでは、少し我々のほうも意見があつて、これは後でまた述べるようになると思うが、その部分を要請書の中に、具体的に出ていないものだから、そこはもう少し詰めるところかなというふうには思っているので、そういう形でこの提案については、先生方に感謝しながら合意したいというふうには思っている。

○議長

- 後ほどまた少し修正のご意見なんかはあるかと思うが、相対的には合意のご発言をいただいた。県側はいかがか。

○県側

- それでは、今、高月会長から説明があつたとおり、3月11日に、永田委員長、高月会長から正式に要請文をいただいたので、県としての意見を述べさせていただきます。
- 要請文のうち、1と2の「2段階で整地を行うこと」については、県としては、その第1段階の整地について、県案で実施したいと考えている。
- 要請文3の(1)～(3)まで、読み上げをさせていただきたいと思う。
- 香川県並びに豊島住民会議は、以下の内容を盛り込んだ豊島処分地の引渡しに関する事項に合意する。
 - (1)「調停条項」第9条に従って、豊島処分地の引渡しを行う前に、豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会は、以下を確認する。
 - ①所定の施設等の撤去の完了
 - ②豊島処分地全域での地下水の浄化の完了。「地下水における環境基準の到達・達成マニュアル」に基づく環境基準の達成の確認
 - (2)「調停条項」第9条に基づく豊島処分地の引渡しの形状・形態としては、土堰堤を残置するものとし、詳細は別途定める図面による。
 - (3)また、引渡しにあたっては、豊島住民会議は引渡し時の処分地の形状・形態が上記の図面と合致するものであると確認する。
- 今、申し上げた(1)から(3)については、調停条項のとおりであり、こちらも異論はなく、県は、専門家に、豊島処分地全域での地下水の浄化の完了等を確認いただき、豊島3自治会に処分地をお返しし、引渡しの形状・形態については、県案のとおり、土堰堤を残置するものとして、詳細については、別途、図面で定めたいと考えている。

- ・図面については、詳細設計を行った後、正確な図面で定めたいと考えているが、イメージとしては、資料の一番最後のページに、右肩に資料 3-2 と記載している。こちらの県案のとおりである。
- ・一方で、要請文 3 の（４）～（６）について、まず（４）を読み上げる。
（４）NPO 法人が実施する豊島処分地の環境整備等の対応に対して、香川県は支援・協力する。
- ・これについては、県としては、NPO 法人に対して特別な支援、協力はできない。また、時期や内容が確定していない将来の NPO 法人の活動に対して、現時点で、支援・協力を約束することはできない。NPO 法人の活動が具体的にになった時点で、相談をもらえれば、県の施策や制度の範囲内で可能な支援、協力を行いたいと考えている。
（５）引渡し後に NPO 法人が実施する豊島処分地の土地改変に対して、香川県は支障のない状態で引き渡す。
- ・これについては、県としては、「引渡し後の土地の改変に支障がない状態」とは、「土壌汚染対策法に基づく土壌の調査命令を受けない状態」を意味していると理解しており、豊島処分地においては、専門家が、地下水が環境基準を達成したことを確認したことをもって、県は、「土壌汚染のおそれがない」と見なすことで、「引渡し後の改変に支障がない状態」で豊島 3 自治会に引渡すことができるものと考えている。
（６）また、NPO 法人が行う土地改変において、本来、香川県の豊島廃棄物処理事業等で対応すべき廃棄物や汚染土壌が見いだされた場合には、これを香川県が除去し、適切に処理・処分する。また、香川県は、関連する調査等を実施して、それらによる影響がないことを示し、豊島住民会議の確認を受ける。さらに、以上の対応・対処をまとめた報告書を提出する。
- ・これについては、引渡し前に、専門家により廃棄物等の撤去が完了したことの確認を受けており、県としては、廃棄物等はないものと考えていることから、約束することはできない。
- ・万一、NPO 法人の土地の改変において、廃棄物等が現れた場合には、県としては、NPO 法人や土地所有者と誠実に協議し、その結果、それが調停条項で定める本件廃棄物等であると確認された場合は、県が適切に処理したいと考えている。
- ・いずれにしても、県としては、特措法の期限である来年度末までに、調停条項で豊島住民の方々と約束した整地工事を完了するため、ぜひとも県案での実施について同意をいただきたいと考えている。

○議長

- ・口頭ではあるが、今、県側のこの要請文に対する説明をいただいた。この件に関して、ご発言、ご意見あれば、よろしくお願ひしたいと思う。

○住民側

- ・引渡し時の本件処分地の形状・形態に対する豊島住民の考え方について、申し上げる。
- ・提出資料3-2、引渡し時の本件処分地の形状・形態の下側、処分地全体の形状・形態について、豊島住民会議の考え方は、本年2月1日から3月1日までに北海岸土堰堤に打ち込まれていた1,087枚の鋼矢板はすべて抜き取られ、遮水機能は完全に解除された。水ヶ浦は瀬戸内海と再びつながった。水ヶ浦の陸水は、表層水、地下水ともに北海岸に流すべきである。それが本来の陸水の流れであり、周辺海域の豊かな生態系を守る基盤になっていた。無理に西海岸に導水すべきではない。
- ・南側の山から北側の海に向かって緩やかに勾配をつけ、遮水機能の解除された北海岸に流し、陸水と海水の作用により処分地の地下水浄化がより進み、周辺海域も豊かさを取り戻していくと考える。
- ・この県案の西側に導水するのではなく、北側に本来の形に戻すというのが、我々の考え方である。

○議長

- ・ただいま住民会議側から、西側へ雨水を排出するのではなくて、北側へ導くべきだというご意見があった。
- ・この件に関して、県の現在の処分地の整地のやり方と少しここが異なるということになるので、県側のこれに対するご意見を賜りたいと思うが、いかがか。

○県側

- ・雨水排水の流れる方向については、県で検討したうえ、引き続き、豊島住民会議と話し合いをしていきたいと考えている。

○議長

- ・具体的に、その整地をしていく時期はどうか。実際にこの整地を行う工事の着工や、そのあたりの時期のことも含めて、少し県側の今の状況をご説明いただけるか。

○県側

- ・本処理協議会以降のスケジュールについて、現時点で考えていることだが、今後、フォローアップ委員会において、整地の事業計画を審議していただきたいと考えている。その後、7月上旬ごろに撤去検討会を開催して、基本計画書を審議いただき、その後、工事の入札等に入り、8月下旬ごろに工事を契約し、9月下旬ごろに撤去検討会を開催し、実施計画の審議をし、その後、工事を開始し、令和5年の3月までに終了したいというスケジュールを考えている。

○議長

- ・従って、実際に表面上の雨水の排除のところの整地に関しては、9月以降になるという理解でいいのか。

○県側

- ・整地の工事については、9月以降になる。雨水排水の流れる方向についての協議については、早速にやっついていかないといけないとは考えている。

○議長

- ・これは、また事務連絡会、あるいは拡大事務連絡会の中で決めて、どういう方向に雨水を排除するかという議論を早急にやっついていただかないといけない。

○県側

- ・はい。先ほど説明したように、今後、工事を開始する前に詳細設計に入ってくるのだが、それらを考えると、5月上旬までには形を決めておかないといけないとは考えているので、それに向かって話し合いをしていきたいと考えている。

○議長

- ・分かった。
- ・県側のご意見としてはそういうことだが、今、住民会議からご発言があれば。安岐協議会員あたり、そういう県の状況をご理解いただけるか。

○住民側

- ・状況は分かっているので、協議して最良の方法を見つけていきたいと考えている。

○議長

- ・それでは、ひとつ、これは早急に検討を始めていただきたいと思う。
- ・それでは、それ以外で、県側の説明に関して、住民会議から。

○住民側

- ・資料3-2の上、北海岸土堰堤の形状・形態というところで、再度整地をされるときの土堰堤の天端高はTP+5.0mという説明だが、左側にあるスケール、高さがTP+3と+6の真ん中にTP+5というアンダーラインがあるので、これを延長していくと、もう少し高いように見えるので、ちゃんと出されるときには正確にしてもらっておいたほうが、後で支障が起きないのでいいと思うので、少し慎重にしていきたい。

○議長

- ・県側、いかがか。

○県側

- ・分かった。図面については、少し精査が足りなかったと思う。

○議長

- ・よろしく願います。ほか、何かこの際、整地に関してご発言はあるか。

○住民側

- ・5月上旬にはもう基本的な方針が決まるというお話。だから、4月の1カ月分ぐらいしかないということ。

○県側

- ・はい、そうである。

○住民側

- ・実体の測量がいつからいつぐらいまでなのか。当然、基本設計、基本的な計画を立て、実際の詳細設計をやるわけだろう、一応。そうすると、その時間を見て、それが7月上旬に基本設計がフォローアップ委員会でという話か。

○議長

- ・上がってくるだろう。

○住民側

- ・そうすると、それまでには実施設計が上がる、実施設計の前に方針は出さないといけないわけだが、その現状の測量というのは、いつごろまでに完了する見込みなのか。現在の地形の測量は。

○議長

- ・県側で、少しご説明いただけるか。

○県側

- ・測量のスケジュールだが、4月の下旬から入って、5月の頭ぐらいになりそうな予定である。今、5月上旬からの協議というところで、分かる範囲の資料から、まずは整えていけたらなというふうには考えている。

○住民側

- ・5月下旬から協議なのか。そうではないだろう。それは詳細設計。協議自体は4月中には。そのときには図面は見られない状態という話なのか。

○議長

- ・この前、私が伺ったのは、もう1月ごろから測量を始めるという話だったのだが、どうなっているか。

○県側

- ・実際の現地での測量は4月から行う。準備作業とか、あと、現場のほうもかなり動いていて、地形も変わっている途中だったので、測量自体は4月から実施する予定にしている。

○議長

- ・間に合うのか。5月ぐらいにはもうある程度方向が決まっていけない状況になってきているのだが。どれぐらい測量には時間がかかるものなのか。

○県側

- ・詳細な細かい土量については、今からの測量の成果からになるが、これまでも何度か処分地の測量はしているので、おおまかな土量はつかんでいる部分があるので、それを踏まえて協議をさせていただけたらと思う。細かなところはそれ以降になるような形になるかなと考えている。

○議長

- ・概略は現時点で把握できそうな状況だということで、理解していいのか。

○県側

- ・はい。

○議長

- ・詳細については、4月の測量を待たないといけないという理解でよいか。

○県側

- ・そのようになる。

○住民側

- ・これがなければ議論ができないという話ではないのだが、最終的には、そちらが検討される段階で、土量とかが想定とずいぶん違ったということが、後から起こりはしないかなということが1つ。
- ・それから、さっき北海岸へという話をしたが、方法はたぶんいろいろ考えられるのだと思う。どういう方法があるのか分からないが、基本的に、土の堰堤だから、そのままでも抜けるかもしれない。一時降雨があれば、一旦溜まるが染み込んで流れるとか、あるいはそれを排水するのであれば、ヒューム管を入れるとか。極端に言えば、堰堤の一部を切ったような形にするとか、選択肢としてはいっぱいあるのだろうと思う。
- ・北海岸へ流してやるというのは、先ほどの説明にもあったが、本来の地形がもともと北海岸へ行って、この沖合には広大なアマモ場があって、魚が繁殖するエリアでと、こういう状況だから、何とか北側に水を流すという方向でこの地形の整理を考えていただきたいと思う。改めてこれはお願いしたいと思う。よろしく願います。

○議長

- ・了解した。県側は、そういう住民側からの要請があったということを経験にとどめて検討していただきたいと思う。
- ・では、県のほう、時間的に少し厳しいスケジュールになるかと思うが、検討のほう、よろしく願いたいと思う。
- ・ほか、何かこの際、検討しておかないといけない議題はあるか。

○住民側

- ・少し確認も含めて申し上げたいと思う。
- ・石田協議会員の話と少し重複して恐縮だが、今年の1月14日に、県と住民会議との拡大事務連絡会が合意に達しない状態で終わった。県のほうも頭を抱えておられたと思うが、住民側もどうしたものかと思った。
- ・昨年3月のフォローアップ委員会で、私の記憶では永田委員長が、この整地の処分地のありようの問題についてはフォローアップ委員会で検討することを話されて、県のほうが同意するという記憶があったものだから、これはフォローアップ委員会

に検討をお願いするしかないかなど。こういう検討をお願いすれば、調停条項の解釈なんかをフォローアップ委員会をお願いすることに、筋違いなお願いをすることになってしまって、これは申し訳ないことになるのだが、技術的な整地のありようについての検討はお願いしてもいいのではないかと。こう考え、2月1日付でフォローアップ委員会に要請文を出した。

- それに対する答えというのが2月16日にあり、永田委員長から高月先生と永田先生連名の要請案を初めて示され、住民側はこれをのむのか、のまないのか、検討してもらいたい。しかもその結論を2月末日までに出してもらいたいというご要望だった。
- これを見ると、住民側が求めてきた自然海岸の採用はならない、土堰堤は残すということになって、基本的なところは県の要望を入れたものだから、これは少しのみにくいなと思ったのだが、NPO法人のご提案もあり、高月先生、永田先生もできるだけ協力したいというお話もあり、何よりやっぱり20年以上関わってくださったお二人の要請というのは非常に住民側にとっても重いものがあり、受け入れる方向で、2月27日に住民の全体会を開いた。そこで、これを全部のむということの同意を取りつけ、末日に高月先生と永田先生にご連絡をし、一応、私たちのほうはそれで仕事は終わったと思っていた。
- 県のほうも、これは、基本的なところは県の案をのむわけだから、当然応じてくれるだろうと思っていたところ、県と協議をしてもらいたいという話があった。こちらとしては、のむか、のまないかの返事をしたので、一応は終わっている話で、あとは県がのむか、のまないかだと思っていたのだが、協議と言われても少し困るなと思ったのだが、そんなことを言わないで、できるだけ協議に入らせてもらおうと。協議に入る以上は、お二人の要請が、中身が後退するということは、これは覚悟しないといけないと思っていた。しかし、それもやむを得ないであろうと。県の立場もあるだろうから、できるだけのめる話をしないといけないと思い、県との協議を重ねた結果、先ほど発言されたようなまとめに至ったわけである。
- だから、そのとおり、住民側も同意したということになる。
- もう1つ、県側が強く要請されたのは、合意の形はとらないで、この処理協議会で発言をして住民が了承するという、そういう議事録で代えたいという強いご要望もあったので、これも受け入れた。
- 1つだけ住民側がお願いをしたのは、処分地の整地の形状である。北側に流す方向で、もう一度ご検討願えないだろうかということのを要望し、これは県が受け入れるという形になったので、お二人の先生方のおかげで、初めて県と直接話をして合意ができたという形ができたのではないかと。これも共創思想の表れであり、前に向かって大きな前進をしたことになるのではないかと考えている。
- もし、事実経過等で違った発言をしていたら、訂正をお願いしたいと思う。

○議長

- ・いろいろ県側も、もちろん住民会議も、内部でいろいろご議論があったかと思うが、せつかくここまで共創の精神できたこの豊島の処分地の問題を、何とか平和裏に終わるような形にしたいと、私、議長のほうからも要望していたので、幸いこういう形で少し前進したかと思っている。
- ・最後に要請になるが、一応、今日の話し合いで、県のほうも整地の修正なんかについても、協議をしたいというご発言があったので、ぜひ真摯にご検討いただきたいと思う。
- ・豊島住民会議と県との話し合いで合意が、先ほど大川協議会員からもあったように、できつつあるが、その第1段階の整地として、土堰堤は残置、残して処分地を引渡すものとして、詳細については、別途図面に定めるという形になった。ここの図面については、もう少し修正が必要になる状況になるかもしれないが、そのあたりは、今後の協議に委ねたいと思っている。
- ・それから、土堰堤については、県の示している案のとおり施工する整地工事を令和4年度に行うということで、確認をさせていただいた。
- ・また、雨水の排水の流れの方向については、双方で早急に協議をして進めていただきたいと思うので、我々もそれをお願いしたい。
- ・また、第2段階での整地については、豊島住民会議は要請を受け入れいただいているが、NPO法人の設立、それから、自然海岸化を含んでいる環境整備の事業を行うということ、また、県は要請の一部を賛同しかねる箇所もあるが、そこは先ほどの説明のとおりに行うということで、住民会議が了解したことを確認している。
- ・今日の話し合いの結果については、本協議会の議事録に残ることになるので、双方ともこれはぜひよろしくお願ひしたいと思う。この議事録というのは非常に重要な位置になるので、今日の協議会の議事録を重視したいと思う。
- ・少しまとめに近いようなことを発言させていただいたが、ぜひ、この協議会の今日の結果について、県も、それから住民会議も真摯に受け止めていただいて、検討をお願いしたいと思う。
- ・それでは、その他、せつかくのお集まりなので、何かご発言あるか。

○住民側

- ・今後の手続きの話だが、今、香川県が課題として持ち帰って検討していただけるという話。あと30日後ぐらいには何らかの方針を完成しないといけないという状況だと思うのだが、作業の時間的なイメージとかは、現在お持ちか。いつごろまでに検討が再開できるとか。

○議長

- ・まずは事務連絡会等の予定はあるか。

○県側

- ・基本的には事務連絡会のような形で、何回か開かせていただいて、そこで話し合いをさせていただきたいなどは考えている。定例の会がなければ、臨時でも開催はさせていただきたいと考えている。

○議長

- ・ぜひ、少ししんどいだろうが、頻繁に協議ができるような場を設けていただきたいと思う。よろしいか。
- ・公害等調整委員会の櫻井審査官、何かご発言あるか。もしあれば。

○公害等調整委員会 櫻井審査官

- ・前回の処理協議会で懸案事項であった整地問題について、高月会長、永田委員長のご尽力によって双方が歩み寄って、解決に向けて、まだ残る問題はあるが、方向性が見えたというふうに感じている。
- ・公害等調整委員会としては、調停条項の履行完了まで本件を見届ける考えであるので、引き続きよろしく願います。

○議長

- ・それでは、一応、今日の協議会はこれで一区切りさせていただくが、最後になったが、河原会長代理からご発言をいただけるか。

○河原会長代理挨拶（要旨）

- ・高月先生と永田先生の要請を県と住民会議が受け入れ、合意が得られたことを、大変ありがたく思う。
- ・もともとの共創の精神に戻りながら、ぜひともこれからの進展を円滑に進めていただきたいと思う。
- ・地表水は海に出て海水を希釈しているということは十分に考えられるので、西に流すというよりは、北に流す、自然に戻すということのほうが、利があるように、個人的に私は思う。そのあたりのことも双方で誠実に協議していただきたいと願っている。
- ・特に、今日の合意というのはとても重い、次に向かう一歩だと思うので、この状態を維持し、お互い連携し、先に進めていただきたい。

○議長

- ・以上、河原先生のご発言をいただいた。
- ・それでは、一応、これにて本日の協議会は終了させていただくが、よろしいか。それでは、今日はお忙しいところ集まっていたいただいて協議いただき、ありがとう。これで終わらせていただく。

以上の議事を明らかにするために、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名・押印した。

令和 年 月 日

議事録署名人

議 長

協議会員

協議会員